

部会資料10及び11からの変更点の説明

目次

第1部 運送法制全般について	3
第2 物品運送についての総則的規律	3
3 荷送人の義務	3
(1) 契約に関する事項を記載した書面の交付義務	3
5 運送人の損害賠償責任	3
(2) 高価品に関する特則の適用除外	3
7 運送品の供託及び競売	4
8 運送人の損害賠償責任の消滅	4
(1) 運送品の受取による責任の消滅	4
9 不法行為責任との関係	5
10 複合運送	5
第2部 海商法制について	6
第1 船舶	6
1 船舶の所有	6
(2) 船舶の共有	6
2 船舶賃貸借	6
3 定期傭船	7
第3 海上物品運送についての特則	7
2 航海傭船	7
(7) 発航前の任意解除権	7
3 個品運送	8
(4) 発航前の任意解除権	8
5 海上運送状	8
第5 共同海損	9
1 共同海損の成立等	9
(1) 共同海損の成立及び共同海損となるべき損害又は費用	9
(2) 特別な場合の取扱い	9
2 共同海損の分担	10

(1) 共同海損の分担額.....	10
(2) 特別な場合の取扱い.....	10
第6 船舶の衝突	11
1 船舶所有者間の責任の分担.....	11
4 規律の適用範囲	11
第7 海難救助	11
1 任意救助及び契約救助.....	11
2 救助料の額	12
3 債権者間における救助料の割合.....	12
5 海洋環境の保全に係る特別補償の請求権等.....	13
第8 海上保険	14
7 予定保険	14
第9 船舶先取特権及び船舶抵当権等.....	14
4 船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力.....	14
第3部 その他	14
第2 その他	14

第1部 運送法制全般について

第2 物品運送についての総則的規律

3 荷送人の義務

(1) 契約に関する事項を記載した書面の交付義務

商法第570条の規律を次のように改めるものとする。

ア 荷送人は、運送人の請求があったときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(イ) 荷送人及び荷受人の氏名又は名称

(オ) 発送地及び到達地

(説明)

第9回会議では、国土交通省作成の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」(平成26年1月)における運送引受書を参考にして、商法第570条所定の書面の記載事項に荷送人の氏名や発送地を追加すべきであるとの提案があった。この運送引受書は、運送人が荷送人に交付すべき書面であるところ、個々の運送ごとに適切な条件が設定されるように必要な事項を書面化し、これにより安全運行の確保を図ることを目的としている。

これに対し、商法第570条所定の書面は、荷送人が運送人に交付すべき書面であり、実務上複写式で作成され、うち1枚が運送人によって荷受人に交付されることが多い。この書面は、契約後の証拠を残すとともに、荷受人に運送品の内容や運送契約の条件を知らせて便宜を図るといふ意義があるといわれ、運送引受書の目的とは必ずしも一致しないが、とりわけ荷受人に知らせるべき情報としても、荷送人の氏名や発送地は重要であり、実務でも一般的であるため、これらの事項を記載事項として追加することとしている。

5 運送人の損害賠償責任

(2) 高価品に関する特則の適用除外

明告されない高価品について運送人が免責される旨の規律(商法第578条)は、次に掲げる場合には適用がないものとする。

イ【甲案】運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着(以下「滅失等」という。)が生じたとき。

【乙案】運送人の故意又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした無謀な行為によって運送品の滅失等が生じたとき。

(注) 商法第581条及び9の【乙案】の(2)の規律についても、「重大な過失」の要件を改めるかどうかを検討するものとする。

(説明)

第9回会議では、商法第581条及び9の乙案の(2)の規律における「重大な過失」の要件を改めるかどうかは、本論点の帰結とは論理的関連性がないとの指摘があったため、表現を改めている。

7 運送品の供託及び競売

商法第585条から第587条までの規律を次のように改めるものとする。

(1) 次に掲げる場合には、運送人は、運送品を供託することができる。

ア 運送人が荷受人を確知することができないとき。

イ 荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取らないとき。

(説明)

部会資料10では、上記(1)イの後半の規律につき「その受取を怠ったとき」という表現をしていたが、第9回会議において、この表現は荷受人が受取義務を負うように解されるおそれがあるとの指摘があったため、端的に、荷受人が運送品を受け取らない場合を指すように、文言を修正している。

8 運送人の損害賠償責任の消滅

(1) 運送品の受取による責任の消滅

ア 商法第588条第1項本文の規律に関し、運送賃その他の費用の支払という要件を削り、次のように改めるものとする。

運送品の損傷又は一部の滅失（直ちに発見することができるものに限る。）についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅するものとする。

(説明)

第9回会議では、商法第588条第1項の規律を売買の規律と比較し、売買においては、商人でない買主に目的物の検査義務は課されておらず（商法第526条参照）、買主が損害賠償請求権を保存するには、事実を知った時から1年の除斥期間内に売主の責任を問う意思を裁判外で明確に告げれば足りるとされている（民法第570条、第566条第3項）が、運送における商法第588条第1項の規律は、荷受人に不利益に過ぎ、その合理性に強い疑問があるとの意見があった。

商法第588条の趣旨については、学説上、運送営業の大量反復性や証拠の保全の困難さ等の説明がされているところ、売買では目的物の価額が対価であるのに対し、運送では低廉な運送賃が対価であり、また、運送人は、運送品の詳細を知らないまま短時間のうちに運送しなければならず、そのリスクを考慮する必要もあるため、売主の責任と運送人の責任を同列には論じ難いようにも思われる。このような観点から、同条の規律の基本的な内容を維持することとしている。

9 不法行為責任との関係

運送契約に基づく責任と不法行為に基づく責任との関係について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】 商法には特段の規定を設けないものとする。

【乙案】 次のような規律を設けるものとする。

(1) 運送契約上の運送人の責任を減免する旨の商法の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人（当該運送契約による運送を容認した者に限る。(2)において同じ。）に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。

(2) (1)により運送人の責任が減免される場合には、その責任が減免される限度において、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も減免される。ただし、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、この限りでない。

(説明)

第9回会議では、部会資料10の考え方（上記の乙案）は、債務不履行に基づく賠償請求権と不法行為に基づく賠償請求権との競合を認める現行法を大きく修正するものであるとの指摘があり、また、荷主が不法行為責任を追及するには自ら立証責任を負担しており、その立証が成功する場合にまで契約責任と同様の責任の減免を認めるべきではないとして、これに反対する意見があった。

この点については、民法の原則に対する重要な例外となるものであり、両論併記の形で意見照会の手続を行うことが相当であると考えられることから、上記のように修正している。

10 複合運送

複合運送契約に関し、物品運送についての総則的規律の適用があることを前提に、次のような規律を設けるものとする。

次に掲げる運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等については、運送人は、当該二以上の運送のうち当該滅失等の原因が生じたもののみを荷送人から引き受けたとしたならばその運送契約について適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従い、損害賠償の責任を負う。

(1) 陸上運送（(2)及び(3)を除く。）

(2) 鉄道運送

(3) 軌道又は無軌条電車による運送

(4) 海上運送（(5)を除く。）

- (5) 船舶による運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるもの
- (6) 航空運送（(7)から(10)までを除く。）
- (7) モントリオール条約に規定する国際運送
- (8) 1929年ワルソー条約に規定する国際運送
- (9) 1955年ヘーグ議定書改正ワルソー条約に規定する国際運送
- (10) 1975年モントリオール第四議定書改正ワルソー条約に規定する国際運送

(説明)

部会資料10では、複合運送につき「(1)の規律の適用については、陸上運送、海上運送又は航空運送のうち商法以外の法令等の規定により運送人が運送品の滅失等についての損害賠償の責任を負うものごとに、それぞれ別の運送とみなす。」という表現をしていたが、第9回会議においては、内容が分かりにくいとの意見があった。

そこで、中間試案としては、基本的には、商法その他の法令等によれば、運送人が運送品の滅失等について異なる内容の損害賠償責任を負うこととなる運送ごとに、それぞれ別の運送とみるという実質的な内容を表現することに重点を置くこととし、複合運送に関する全体の規律につき、表現を改めている。なお、このような実質を踏まえた条文の規定振りについては、引き続き検討するものとする。

第2部 海商法制について

第1 船舶

1 船舶の所有

(2) 船舶の共有

エ 毎航海の終わりに船舶管理人が航海に関する計算を行う旨の規律(商法第701条第2項)を次のように改めるものとする。

船舶管理人は、契約で定める期間ごとに、船舶の利用に係る損益の計算をして各船舶共有者の承認を求めなければならない。

(説明)

部会資料10では、上記の規律につき「一定の期間ごとに」という表現をしていたが、内容が曖昧に過ぎることから、「船舶共有者と船舶管理人との間の契約で定める期間ごとに」という趣旨を明らかにするため、文言を修正している。

2 船舶賃貸借

船舶賃借人は、商行為をする目的で船舶を航海の用に供するときは、その船舶の利用に必要な修繕をする義務を負うものとする。

(説明)

第9回会議では、船舶賃借人の修繕義務の範囲について、引渡し後に船舶に生じた破損等に限られると整理するのであれば、その旨を明文化すべきではないかとの指摘があった。民法中の賃貸借に関する規律については、先日、法制審議会において「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が取りまとめられたところ、詳細については、その具体的な条文内容を踏まえて再度整理する必要があるため、現時点では、部会資料10で示した基本的な規律の内容を維持し、引き続き検討するものとする。

3 定期傭船

定期傭船契約について、船舶の利用に関する契約の一つとして、次のような規律を設けるものとする。

(3) 定期傭船者は、船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用のために支出した通常の費用を負担する。

(説明)

部会資料11では、上記の規律につき「船舶につき航海のために」という表現をしていたが、第10回会議において、「船舶を相手方の利用に供する」とする定期傭船の規律と表現をそろえるべきとの指摘があったため、文言を修正している。

第3 海上物品運送についての特則

2 航海傭船

(7) 発航前の任意解除権

ア 商法第745条第1項を次のように改めるものとする。

発航前においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送賃及び停泊料を支払って契約の解除をすることができる。ただし、解除によって船舶所有者に生ずる損害がこれを下回るときは、損害を賠償して契約の解除をすることができる。

(説明)

部会資料11では、上記の規律につき「発航前においては、全部航海傭船契約に係る傭船者は、運送賃及び停泊料を支払って、又は損害を賠償して、契約の解除をすることができる。」という表現をしていた。その趣旨は、請負に関する民法第641条と同様に、実損害の方が定型化された支払額（運送賃及び停泊料）を下回る場合に、これを賠償して契約の解除をすることを認める点にあるところ、その趣旨を明らかにするため、文言を修正している。

なお、第10回会議では、この規律について、傭船者が運送賃の半額を支払って契約の解除をすることができる旨の現行法を維持すべきであるとの意見もあった。実務上、現行法の規律のような取扱いはされていない上、民法第641条でも、基本的には損害額の全額を支払って解除をすることができること等とされていること等を踏まえ、現

時点では、部会資料11の規律を維持し、引き続き検討するものとする。

3 個品運送

(4) 発航前の任意解除権

個品運送における発航前の任意解除に関する規律（商法第750条，第748条，第745条第1項）を次のように改めるものとする。

ア 発航前においては，荷送人は，他の荷送人及び傭船者の同意を得たときは，運送賃を支払って契約の解除をすることができる。ただし，契約の解除によって運送人に生ずる損害の額がこれを下回るときは，その損害を賠償すれば足りる。

イ 発航前において，他の荷送人及び傭船者の同意がない場合であっても，運送品の船積みをしていないときは，荷送人は，運送賃（運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあっては，当該運送賃の額を控除した額）を支払って契約の解除をすることができる。ただし，契約の解除によって運送人に生ずる損害の額がこれを下回るときは，その損害を賠償すれば足りる。

（説明）

文言の修正の趣旨は，上記第3の2(7)（航海傭船における発航前の任意解除権）と同様である。

5 海上運送状

海上運送状について，次のような規律を設けるものとする。

(1) 運送人又は船長は，荷送人又は傭船者の請求があるときは，運送品の受取後又は船積み後遅滞なく，受取又は船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。ただし，当該運送品について既に船荷証券を交付しているときは，この限りでない。

（説明）

部会資料10では，上記の規律につき「運送人又は船長は，荷送人又は傭船者の請求があるときは，運送品の受取後又は船積み後遅滞なく，船荷証券に代えて，受取又は船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。」という表現をしていた。

しかし，海上運送状は，有価証券である船荷証券とは効力が異なり，「船荷証券に代えて」という表現は適切でないため，文言を修正している。

第5 共同海損

1 共同海損の成立等

(1) 共同海損の成立及び共同海損となるべき損害又は費用

商法第788条第1項及び第794条第1項の規律を次のように改めるものとする。

ア 船舶及び積荷その他の船舶上の財産（以下「積荷等」という。）に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等の処分がされた場合において、当該処分後に船舶又は積荷等が残存するときは、共同海損の分担をしなければならない。

イ アの処分（以下「共同危険回避処分」という。）により生じた損害及び費用は、共同海損とする。

ウ イに規定する損害の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める価額によって算定するものとする。ただし、積荷及び運送賃については、これらの規定により算定される額から積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用を控除しなければならない。

(ア)～(イ) (略)

(説明)

部会資料10では、上記の規律につき「共同海損に係る損害又は費用」という表現をしていたが、分かりにくいため、文言を修正している。

また、部会資料10では、上記アの規律につき「特約があるときを除き、商法の定めるところにより」という文言を付していたが、これがなくても同様の規律となるため、この文言を削除している。

(2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第1項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、船荷証券その他積荷の価額を評定するに足りる書類（以下「価額評定書類」という。）に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、価額評定書類に記載された価額によって定める。積荷の価額に影響を及ぼす事項につき価額評定書類に虚偽の記載をした場合、これにより積荷の実価より低い価額を評定すべき場合に限る。も、同様とする。

(説明)

部会資料10では、上記の規律につき「価額の算定に必要となる書類（以下「価額算定書類」という。）」という表現をしていたが、商法第795条第1項の規定振りを

維持し、文言を修正している。

また、商法第795条第3項において同条第1項を準用する場合の規律は、価額評定書類の虚偽の記載により積荷の実価より低い価額を評定すべき場合に関するものであるところ、その趣旨を明らかにするため、文言を修正している。

2 共同海損の分担

(1) 共同海損の分担額

商法第789条及び第790条の規律を次のように改めるものとする。

ア 共同海損は、次に掲げる者がそれぞれに定める額の割合に応じて分担する。

(I) 運送人 aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額

a (イ) bに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額

b 航海の費用その他の費用（1(1)イに規定する費用に該当するものを除く。）のうち、共同危険回避処分の時に船舶及び積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額

イ ア(ア)から(ウ)までに定める財産の額については、共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に当該財産について修繕費その他の費用を支出した場合にあっては、当該費用（1(1)イに規定する費用に該当するものを除く。）を控除しなければならない。

ウ アに掲げる者が共同危険回避処分により損害を受けたときは、アに定める額は、その損害の額を加算した額とする。

(説明)

上記ア(エ) aについては、陸揚げの地及び時において現に請求することができる運送賃の額を指すという趣旨を明らかにするため、文言を修正している。

上記ア(エ) b及びイについては、「共同海損に係る費用」という表現が分かりにくいため、文言を修正している。

上記ウについては、部会資料10では、「アに掲げる者が受けた損害が共同海損となるときは、アに定める額に当該損害の額を加算しなければならない。」という表現をしていたが、アに定める額の算定方法に関する規律であることを明らかにするため、文言を修正している。

(2) 特別な場合の取扱い

ア 商法第795条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。

(1)にかかわらず、価額評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価額評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価額に影響を及ぼす事項につき価額評定書類に虚偽の記載をした場合（これにより積荷の実価を超える価額を評定すべき場合に限る。）も、同様とする。

(説明)

文言の修正の趣旨は、上記第5の1(2)ア（共同海損となるべき損害等についての特別な場合の取扱い）と同様である。

第6 船舶の衝突

1 船舶所有者間の責任の分担

商法第797条を次のように改めるものとする。

二以上の船舶が衝突した場合において、当該二以上の船舶につきその船舶所有者又は船員に過失があるときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、その衝突により生じた損害についての責任及びその額を定める。この場合において、当該二以上の船舶につき過失の軽重を定めることができないときは、各船舶所有者が等しい割合でこれを負担する。

(説明)

部会資料10では、上記の規律につき「責任の分担を定める」という表現をしていたが、民法第418条の規律を参考に、文言を修正している。

4 規律の適用範囲

船舶の衝突に関する規定は、次に掲げる場合について準用するものとする。

- (1) 船舶の準衝突の場合（船舶の衝突が発生しなかった場合において、航行若しくは船舶の取扱いに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶又はその船舶内に在る者若しくは財産に損害を加えたとき）

(説明)

部会資料10では、単に「法令に違反する行為」という表現をしていたが、その法令の範囲が広くなり過ぎないように、文言を修正している。

第7 海難救助

1 任意救助及び契約救助

商法第800条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難により船舶又は積荷等

の全部又は一部が損傷し、又は損傷するおそれが生じた場合において、その救助により有益な結果が生じたときは、救助をした者は、次に掲げる区分に応じ、その結果に対してそれぞれに定める救助料を請求することができる。

(説明)

部会資料10では、救助により有益な結果が生ずることが救助料請求権の成立要件になることは明らかでなく、そのように解されている現行法を維持する趣旨であったが、この点の解釈を明らかにするため、1910年救助条約第2条第2項の規律を参考に、文言を修正している。

2 救助料の額

(1) 商法第803条第1項の規律を次のように改めるものとする。

救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額（救助された積荷の運送賃の額を含む。）の総額を超えることができない。

(2)・(3) (略)

(説明)

救助料の額は、救助作業の全体を通じて決定されるものであり、商法第803条第1項は、「救助された物の価額の総額」を超えることができないことを定めたものと解されることから、その趣旨を明らかにするため、文言を修正している。

また、部会資料10では、第7の2(1)において商法第801条の改正に関する提案をしていたが、そのうちアについては、後記第7の5（海洋環境の保全に係る特別補償の請求権等）において記述することとした。イについては、商法第801条と同内容の規律であるため、特に中間試案に掲げないこととしている。

3 債権者間における救助料の割合

商法第805条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 救助に従事した船舶に係る救助料については、その3分の2を船舶所有者に支払い、その3分の1を船員に支払わなければならない。

(2) (1)の救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合においては、商法第801条の規定を準用する。

(3) (1)に反する特約で、船員に不利なものは、無効とする。

(4) 各船員に支払うべき救助料の割合の決定は、船舶所有者が行う。この場合においては、商法第804条の規定を準用する。

(5) (略)

(説明)

第9回会議では、船舶所有者、船長及び海員はそれぞれ被救助者に対する救助料請求権を有しており、この点につき内部的な関係を示す「分配」という表現は適当でないとの意見があったため、「分配」という表現を用いないよう、文言を修正している。

また、上記(2)については、その請求権を行使する者及び相手方が不明確であるとの意見があったため、これを明らかにすべく、文言を修正している。

5 海洋環境の保全に係る特別補償の請求権等

救助者が海洋汚染をもたらす船舶の救助をした場合について、次に掲げる規律を設けるものとする。

- (1) 船舶の衝突、乗揚げ、機関の故障その他の海難により船舶又は積荷等の全部又は一部が損傷し、又は損傷するおそれが生じ、かつ、本邦又は外国の沿岸海域において、当該船舶からの物の排出により、又はその沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が人の健康を害し、若しくは海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助をしたときは、その者は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額の支払を請求することができる。

ア 当該船舶又は積荷等の救助（救助に際して行った当該障害の防止又は軽減のための措置を含む。）に要した費用（合理的に必要と認められるものに限る。）に相当する額

イ 救助料の額

- (2) (1)アの救助により当該障害を防止し、又は軽減した場合における(1)アの適用については、(1)アの規定中「に相当する額」とあるのは、「に100分の130（特別の事情がある場合にあっては、200）を乗じて得た額の範囲内で裁判所が定める額」とする。
- (3) 救助をした者の過失によって当該障害を防止し、又は軽減することができなかつたときは、裁判所は、これを考慮して、(1)アの額を定めることができる。
- (4) (1)に規定する場合における救助料の額の決定に際しては、裁判所は、(1)アに規定する措置の内容をも斟酌するものとする。

(説明)

上記(1)から(3)までについては、部会資料11から形式的に文言を修正している。

また、上記(4)については、部会資料10の第7の2(1)アの規律をこの項目に移すとともに、形式的に文言を修正している。

第8 海上保険

7 予定保険

貨物保険の予定保険に関する商法第828条の規律を次のように改めるものとする。

- (2) 保険契約者又は被保険者は、(1)の事項が確定したことを知ったときは、遅滞なく、保険者に対し、当該事項の通知を発しなければならない。

(説明)

部会資料10では、上記の規律につき「その通知」という表現をしていたが、規律の内容を明らかにするため、文言を修正している。

第9 船舶先取特権及び船舶抵当権等

4 船舶賃貸借における民法上の先取特権の効力

船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者に対しても効力を生ずる旨の規律（商法第704条第2項）について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】現行法の規律を維持するものとする。

【乙案】民法上の先取特権は、船舶所有者に対しては効力を生じないものとする。

(説明)

第9回会議では、この規律の母法であるドイツの旧商法第510条第2項が2013年改正により削除されたことから、そもそも商法第704条第2項を維持すべきか否かを検討すべきであるとの指摘があった。

しかし、ドイツにおける改正理由書には、旧商法第510条第2項の削除が実質改正であったとの記述やその理由は全く付されておらず、甲案及び乙案のほかに、商法第704条第2項の規律を見直すべき事情は見出し難いことから、部会資料10の提案を維持することとしている。

第3部 その他

第2 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

(説明)

倉庫営業（商法第2編第9章第2節）については、トランクルームのような形態もあるが、物品の保管及び運送を一元的に引き受ける物流サービスもみられるなど、運送営業と関連する面も少なくない。

もともと、倉庫営業は、物品の移動を伴わないために滅失等の事故の発生可能性が

低く、また、長期にわたる保管が少なくないために継続的契約として当事者間の信頼関係が重視される側面もある。そして、標準倉庫寄託約款（甲）においては、倉庫業者はその故意又は重大な過失により損害が発生した場合に限り責任を負うという責任原則が採られており、運送営業とは相当に異なる実態にある。

このような事情から、商法（運送・海商関係）等の改正に関する部会における審議では、運送営業（商法第2編第8章）の規律の見直しが当然には倉庫営業の規律には影響しないものとして、検討してきたところである。ただし、今般の改正では、商法典の平仮名化もされるべきところ、現代において利用実態がなく、現に規律の実効性を喪失している規律を存置することも相当でない。具体的には、倉庫営業に関する有価証券の規律のうち、預証券及び質入証券に関する規律は現代では利用実態がないといわれるところ、これを削除して、倉荷証券に関する規律に一本化することが考えられ、中間試案の補足説明においてその説明をすることを検討している。あわせて、現時点では、倉庫営業に関する商法の規律につき、見直しを要する相当な理由のある検討項目は承知していないが、この点についても、中間試案の補足説明においてその説明を行いつつ、意見照会の手続を行う予定である。